



厚生労働大臣表彰

輝くテレワーク賞

募集期間

2026年
8月3日(月) ▶ 2026年
9月30日(水)

テレワークを先進的に取り組まれている企業等を表彰します。

テレワークを活用して働き方を変えてみませんか

テレワークは、ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。



表彰の対象と種類

対象:企業・団体



厚生労働大臣賞
「優秀賞」

テレワークの活用によって労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取組を行っている企業・団体のうち、その取組が総合的に優れていると認められる者を表彰します。



厚生労働大臣賞
「特別奨励賞」

テレワークの活用によって労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取組を行っている企業・団体のうち、その取組が優れていると認められる者を表彰します。

〈例〉1. テレワーク活用が難しいとされてきた業界において効果的な取組を行っている企業・団体 2. テレワーク活用が難しいとされてきた職種において効果的な取組を行っている企業・団体
3. 効果的な取組を行っている中小企業・団体 4. 地方に所在しており、その地方特有の課題を克服するための工夫や取組を行っている企業・団体
5. テレワークの普及・推進に貢献して、顕著な成果をあげている企業・団体

応募方法

●応募は「厚生労働省テレワーク総合ポータルサイト
輝くテレワーク賞」にあるリンクの応募フォームからご応募下さい。
ホームページURL <https://telework.mhlw.go.jp/kagayakutelework/award/>



●応募の際の留意事項は以下のとおりです。

- 企業表彰の応募に当たり、既に優秀賞を受賞された企業は応募できません。
また、既に特別奨励賞を受賞された企業は連続して特別奨励賞は受賞できません。
- 以下に該当する場合は、表彰の対象から除外します。
 - 1.過去1年以内に雇用する労働者（短時間労働者を除く。以下同じ。）一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数について、45時間以上の月がある場合
 - 2.過去1年以内に雇用する労働者における平均した一月当たりの時間外労働時間について、60時間以上である者がいる場合
 - 3.過去3年以内に労働関係法令及びその他関係法令などに重大な違反がある場合
- 「ワーク・ライフ・バランスに関する事項」及び「他者の模範となる取組に関する事項」については、
補足資料の添付が可能です（A4サイズ）。可能な限り取組内容や成果、実績が客観的にわかる資料を添付ください。

応募締切：2026年9月30日（水）必着

表彰式

●日程：2027年1月予定

●場所：東京都内予定

スケジュール

応募開始

2026年8月3日（月）

応募締切

2026年9月30日（水）

審査結果発表

2026年12月中頃

表彰式

2027年1月初～下旬予定

審査

- テレワークに関して知見を有する学識者、労働者・使用者団体の代表委員から構成される審査委員会において審査を行います。
- 審査の過程において、不明点についてお尋ねすることや追加の補足資料等の提供をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

テレワーク・オンラインセミナー

参加無料

開催時間

13:00～16:00

オンライン
開催

● 6月18日（木） ● 8月20日（木） ● 10月15日（木）
● 12月17日（木） ● 2月18日（木）

本セミナーで得られること

- テレワーク活用の“全体像”と進化ステップが理解できる
- 成功企業の実践事例から具体的な施策が学べる
- 自社に取り入れるためのヒントが得られる
- 人・組織・制度を一体で見直す視点が身につく

【主 催】厚生労働省

【受 託】一般社団法人日本テレワーク協会

「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰」事務局 担当：若生

TEL：03-5577-4572（受付：9時～17時 土・日曜、国民の祝日を除く）

URL：<https://telework.mhlw.go.jp/kagayakutelework/> E-mail：koro-hyosho@japan-telework.or.jp



一般社団法人日本テレワーク協会では、個人情報の保護に努めております。詳細は弊会の「個人情報保護方針」をご覧ください。今回、応募者より提供いただきました個人情報は、適正に管理することといたします。個人情報は、本表彰事業に係る受付・確認および連絡、審査ならびに表彰を実施するために必要な範囲で利用することとし、目的外には流用いたしません。